

**一般社団法人岩手県理学療法士会**  
**育児休業割引手続きのご案内**

**休業割引とは**

育児休業期間中に割引申請を行った会員において、次年度会費を割引する制度です

割引額	岩手県理学療法士会年会費 通常 12,000 円 → <b>割引後 3,000 円</b> ※日本理学療法士会年会費と合わせて 通常 23,000 円 → <b>割引後 6,000 円</b>
申請対象者	1. 育児休業期間中の会員 2. 割引適用年度に当会在会であること 3. 申請時及び割引請求時において、年会費・セミナー費を含む全ての請求が納入済みであること
申請方法	日本理学療法士協会ホームページ マイページから申請します。 ※ 平成 27 年度からの会費が対象となります。2 月 23 日から受付開始です。 ※ インターネット環境のない方は、申請書を郵送します。 日本理学療法士協会事務局 (03-5414-7913) に、氏名・送付先住所・電話番号・会員番号を明記した FAX を送付下さい。
申請必要書類	育児休業給付金支給決定通知書コピー (ファイル形式で Web 申請時に添付)
割引適用年度	申請年度の翌年度年会費に適用致します。 ただし、休会者は復会申請をした者のみ、復会年度 (当該年度支払済の場合は、翌年度) に適用となります。
備考	1. 夫婦で同一の乳児に対して各々が育児休業を申請している場合は各々に割引を認めます。 2. 県外移動した場合は、請求時に所属の都道府県理学療法士会の会費制度が適用されますので、当会の割引制度は対象外となります。 3. 休会者は、復会申請と同時に割引申請を行う必要があります。 復会申請を行うまでに育児休業期間が終了した場合は申請できません。 4. 育児休暇割引対象のケースについて、詳しくは日本理学療法士協会ホームページをご参照ください